

平成21年度横浜市高速鉄道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成21年度横浜市高速鉄道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------|--------------------|
| (1) 車 両 数 | 282両 (52編成) |
| (2) 年 間 走 行 キ ロ | 33,033,000 km |
| (3) 年 間 輸 送 人 員 | 213,298,000 人 |
| (4) 1 日 平 均 輸 送 人 員 | 584,300 人 |
| (5) 主 な 建 設 改 良 事 業 | 駅施設及び電路・機械設備等の改良事業 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業外費用中の支払利息及び企業債取扱諸費13,073,029千円の財源の一部にあてるため、企業債(資本費負担緩和分)325,000千円を借り入れる。

収 入	
第1款 高速鉄道事業収益	47,261,597千円
第1項 営 業 収 益	40,689,635千円
第2項 営 業 外 収 益	6,571,962千円
支 出	
第1款 高速鉄道事業費	46,993,483千円
第1項 営 業 費 用	32,376,332千円

第2項 営業外費用	14,587,151千円
第3項 予備費	30,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額16,465,710千円は、当年度分損益勘定留保資金等11,815,369千円で補てんし、なお不足する額4,650,341千円は、一時借入金で措置するものとする。）。

収 入

第1款 高速鉄道事業資本的収入	44,731,629千円
第1項 企業債	36,446,000千円
第2項 一般会計出資金	2,711,000千円
第3項 一般会計補助金	5,406,973千円
第4項 その他収入	167,656千円

支 出

第1款 高速鉄道事業資本的支出	61,197,339千円
第1項 建設改良費	6,850,652千円
第2項 企業債償還金	54,346,687千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
営業区間施設改良工事	平成22年度から 平成24年度まで	2,214,000千円
営業区間施設管理委託	平成22年度から 平成25年度まで	4,422,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(1) 起債の目的 高速鉄道建設改良費及び元利償還にあてるため。

(2) 限度額 9,667,000千円

建設改良費充当企業債 5,059,000千円

資本費平準化債及び
資本費負担緩和債 3,368,000千円

特例債 1,240,000千円

(3) 起債の方法 ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。

イ 起債の時期は平成21事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。

(4) 利率 年5.0%以内。

(5) 償還の方法 ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。

イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、40,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び

営業外費用の間の流用。

(他会計からの補助金)

第9条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、
11,397,325千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、50,000千円と定める。

平成21年2月17日提出

横浜市長 中 田 宏